

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第76号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法) 第4条 知事が行う法第30条の13第1項の規定による法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報（法第7条第8号の2に規定する個人番号を除く。以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の区域内の市町村の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。 | (区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供方法) 第4条 知事が行う法第30条の13第1項の規定による法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報（法第7条第8号の2に規定する個人番号及び同条第13号に規定する住民票コードを除く。以下この条において「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の区域内の市町村の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。 |
| (本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務) 第6条 法 <u>第30条の15第2項</u> に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第3のとおりとする。 | (本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び提供に係る事務) 第6条 法 <u>第30条の15第2項第2号</u> に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第3のとおりとする。 |
| (知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法) 第7条 知事が行う法第30条の15第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。 | (知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法) 第7条 知事が行う法第30条の15第2項の規定による法 <u>第30条の8</u> に規定する都道府県知事保存本人確認情報（法第7条第13号に規定する住民票コードを除く。以下この条及び次条において「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の知事以外の執行機関への提供（同項第2号に掲げる場合における提供に限る。）は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電 |

子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 当分の間、この条例による改正後の住民基本台帳法施行条例第4条及び第7条の規定の適用については、同条例第4条中「個人番号及び同条第13号に規定する住民票コード」とあるのは「個人番号」と、同条例第7条中「法第7条第13号に規定する住民票コードを除く。以下」とあるのは「以下」とする。